

正誤表(3訂)

事業協同組合設立の手引き（第4版第1刷）において、下記の通り記載に誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

編 者

箇所	誤	正
15ページ8行目	年1割を越えてはならない	年1割を <u>超</u> えてはならない
15ページ21行目	一般の公正妥当と認め	一般に公正妥当と認め
19～20ページ	所管行政庁等	【別表参照】
24ページ5行目	規則 § 31	規則 § 57
26ページ10行目	規則 § 30	規則 § 56
26ページ13行目	規則 § 30 の 3	規則 § 56 の 3
27ページ14行目	規則 § 57 - 4	規則 § 57 - 1
30ページ10行目	見獲損益計算書	見積損益計算書
31ページ8行目	任意証載事項	任意記載事項
34ページ16行目	払込済出資金額を <u>下限</u>	払込済出資金額を <u>上限</u>
37ページ4行目	規則 § 31	規則 § 57
60ページ	印（押印）	（押印は任意）
76～78ページ	（議事録内に記載なし）	創立総会に出席した発起人氏名を記載（規則 § 56-3 ）

【別表参照】・・・下記に関連した修正を行ないました。

● 農林水産大臣の所管事業で北海道域を超えない組合	北海道知事認可
● 農林水産大臣の所管事業で北海道域を超える組合	農林水産大臣認可
● 19ページ25行目 旅行業、旅行業代理店業	国内旅行業、国内旅行業者代理業
● 20ページ30行目 令 § 31-1	令 § 33-1

【別表 本文 p.19～20】

【表2】中小企業等協同組合の所管行政庁

地区等	定款に定める組合員の資格事業等	所管行政庁	根拠法令
都道府県を 超えない区 域を地区と する場合	経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣、環境大臣の 所管事業が資格事業の場合	主たる事務所を 置く所在地の都 道府県知事	§ 111-1 令 § 33
	財務大臣の所管事業である貸金業が資格事業の場合		
	財務大臣の所管事業を資格事業(貸金業を除く)とする場合 であって、組合が行う事業に財務大臣の所管事業及び同所管 事業に密接に関連するものを含まないもの		
	国土交通大臣の所管する国内旅行業、国内旅行業者代理 業、通訳案内業(地域限定通訳案内士が行うもの)又は自動車 販売事業が資格事業である場合		
	国土交通大臣の所管事業を資格事業(上記を除く)とする 場合であって、組合が行う事業に国土交通大臣の所管事業及 び同所管事業に密接に関連するものを含まないもの		
	財務大臣の所管事業を資格事業(貸金業を除く)とする場合 であって、組合が行う事業に財務大臣の所管事業及び同所管 事業に密接に関連するものを含むもの	財務(支)局長、 税関局長、国税 局長	§ 111-1 令 § 34-1
	国土交通大臣の所管事業で国内旅行業、国内旅行業者代 理業、通訳案内業(地域限定通訳案内士が行うものに限る)並 びに自動車販売事業以外のものが資格事業の場合	整備局長(開発 局長)、運輸局 長	§ 111-1 令 § 34-1
	金融庁長官の所管事業が資格事業の場合	財務(支)局長	§ 111-5 令 § 34-1
都道府県を 超える区域 を地区とす る場合	文部科学大臣の所管事業が資格事業の場合	文部科学大臣	§ 111-1
	内閣総理大臣の所管事業が資格事業の場合(金融庁長官 に委任されたもの並びに貸金業を除く)	内閣総理大臣	§ 111-2 令 § 32
	財務大臣の所管事業が資格事業の場合	財務局長、税関 局長、国税局長	§ 111-4 令 § 34-1
	厚生労働大臣の所管事業が資格事業(職業紹介事業、労働 者供給事業及び労働者派遣事業を除く)の場合	厚生(支)局長	§ 111-4 令 § 34-1
	農林水産大臣の所管事業が資格事業の場合 (主たる事務所を北海道に置く場合を除く)	農政局長	§ 111-4 令 § 34-1

	農林水産大臣の所管事業が資格事業の場合 (主たる事務所を北海道に置く場合)	農林水産大臣	§ 111-4 令 § 34-1
	経済産業大臣の所管事業が資格事業の場合	経済産業局長	§ 111-4 令 § 34-1
	国土交通大臣の所管事業が資格事業の場合	整備局長(開発局長)、運輸局長(運輸監理部長)	§ 111-4 令 § 34-1
	環境大臣の所管事業が資格事業の場合	環境事務所長	§ 111-4 令 § 34-1
	内閣総理大臣の所管事業が資格事業(貸金業)の場合	主たる事務所を置く所在地の都道府県知事	§ 111-5 令 § 33-1
	内閣総理大臣の所管事業が資格事業(貸金業を除く)であって、権限を金融庁長官に委任されたもの	財務(支)局長	§ 111-5 令 § 34-1
全国を地区とする場合	環境大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、金融庁の所管事業が資格事業の場合	各所管大臣又は長官	§ 111-1
	財務大臣の所管事業が資格事業(貸金業を除く)の場合	財務大臣	
	財務大臣の所管事業である貸金業が資格事業の場合	都道府県知事	§ 111-1 令 § 33-1
	内閣総理大臣の所管事業が資格事業の場合(金融庁所管事業を除く)	内閣総理大臣	§ 111-2 令 § 32

(注) 1. 地区が市町村の区域を超えないときは、その市町村が所管する場合がある。

2. 地区が都道府県の区域を超えるものであって、「定款に定める組合員の資格事業」が所管大臣を異にする2以上の事業であるときは、それぞれの事業を所管する各大臣の共管となる。

3. 事業協同組合連合会の所管は、その地区及び所属員(最末端の構成員)の事業の種類に従い、事業協同組合の場合と同一の基準によって決定される。